

# 宮崎県公報

令和3年4月12日(月曜日) 第 196 号

癷 行 호

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

#### 次 目

百

- ○民有林の保安林の指定(2件) …… (自然環境課)1
- ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

人不明について………………………( // // // // // // // 1

公

○都市計画の決定図書の写しの縦覧………(都市計画課) 2 ○開発行為に関する工事の完了………(建築住宅課) 2 病院局公告 ○落札者等の公告(5件) …………2 公安委員会公告 ○警備員等の検定の実施について………………………3 県議会公告

○公文書開示等の状況………3

#### 宮崎県告示第 322号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字山田2286-1、 2286-20、2286-30、2286-31、2286-53、2286-60から2286-64まで、2286-66から2286-72まで、2286-74から2286-76まで 、2286-94から2286-111まで、2286-116、2286-117、2286 - 178から2286- 181まで、2286- 188、2286- 195、2286- 1 98、2286-199、2327-Z、2330、2331-1、2331-2、2332-1、字荒谷2333から2335まで、2336-乙、2338、2339
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 323号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字木浦 1415 - 29
- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 324号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(令和3年宮崎県告示第 141号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が 不分明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定に より、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安 林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その 要旨を告示する。

令和3年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名
  - (1) 三股町役場

岩佐節子、上西守、政野泰男

(2) 日之影町役場

戸高泰生、戸髙佐與治、高見正一、若野孫一、津隈満蔵、川 口たみ子、本田粂美

(3) 高千穂町役場

佐藤幸子、長友住榮、冨髙絹松

(4) 都城市役所

坂元健市、大神義夫

- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定であ る旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

#### 宮崎県公報

いては令和3年宮崎県告示第 141号によること。

#### 公

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第20条第1項の規定により 都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によ り、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称 宮崎広域都市計画地区計画 生目地区 地区計画
- 3 縦覧場所宮崎県県土整備部都市計画課宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により 許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称		
北諸県郡三股町大字宮村字一 万城2753番1、2753番2、27 53番3、2754番、2753番3地 先町道の一部	北諸県郡三股町大字樺山4523番 地 上原林業株式会社		

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和3年4月12日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - 一般撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 東京医療化学株式会社 東京都品川区西五反田1-14-1
- 5 落札金額

84,568,000円

6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年3月8日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和3年4月12日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

1 落札に係る物品等の名称及び数量

血管撮影装置 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社レオクラン 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
- 5 落札金額 291,500,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年3月8日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

会和3年4月12日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 東京医療化学株式会社 東京都品川区西五反田1-14-1
- 5 落札金額 328,768,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年3月8日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和3年4月12日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 透視装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社六濤

東京都文京区本郷3-14-3

5 落札金額

149, 490, 000円

6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年3月8日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

会和3年4月12日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線治療装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社レオクラン 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
- 5 落札金額 547, 140, 000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年3月8日

#### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和3年4月12日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	日	時
雑踏警備	2級	令和3年7 ら午後5時			∫9時30分か

- ※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。
- 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員

- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間

令和3年4月19日(月)から4月30日(金)まで(土曜日、

日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ法令に関すること。
  - ウ 雑踏の整理に関すること。
  - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
  - ア雑踏の整理に関すること。
  - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置 を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに 掲載する。
- (5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境 課警備業係(電話番号0985-31-0110)に行うこと。

## 県議会公告

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第27条の 規定により、令和2年度における公文書の開示等の状況を次のとお り公表する。

令和3年4月12日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎

#### 1 公文書の開示請求の処理状況

請求書		決	臣 等	のド	为 訳		
受 付	開示	部分	不開	不存	却下	取下げ	合 計
件 数		開示	示	在			
2	2	0	0	0	0	0	2

- (注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不 開示の決定を行ったものをいう。
- (注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実 施機関の相違によるものを含む。

#### 2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	計
県 内	1	1	2
県 外	0	0	0
計	1	1	2

## 3 審査請求の件数0件